

広報 つきがた

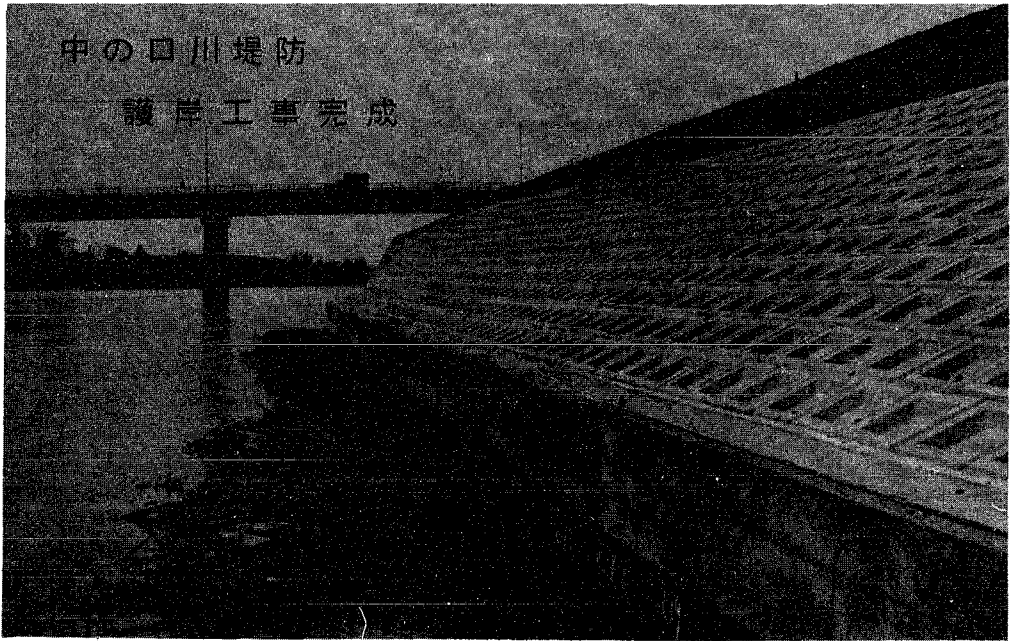
第 18 号

昭和46年 5月

発行

月 瀧 村 役 場

人口動態	4月30日 現在	4月中の異動
世帯数 (男)	786 (1,874)	出生 3 死亡 0
	人口総数 3,889 (女 2,015)	転入 6 転出 19



村県民税が改正されます

所得税の課税最低限が年々引上げられていきます。これにならぬ住民税も課税最低限を引上げし税負担の軽減を図るため四十六年度において次のように控除額が改正されます。又本村は地方税制定(昭和二十五年)以来超過課税を行っておりましたが本年度より法律で定めてある標準税率を適用することになりましたので負担の軽減は多くなります。以下改正要点を略記します。

- 一 給与所得控除額は四十五年分所得税控除が引上げになりましたので四十六年度住民税に次により適用されます。
- 1. 収入金額が90万円以下の場合 収入金額×2.0%
- 2. 収入金額が90万をこえ110万円以下の場合 収入金額×1.9%
- 3. 収入金額が110万をこえ210万円以下の場合 収入金額×1.9%
- 4. 収入金額が210万をこえ410万円以下の場合 収入金額×1.3%
- 5. 収入金額が410万をこえる場合 468,000円
- 二 基礎控除 十四万円(改正前三万円)
- 三 配偶者控除十三万円(改正前一万円)
- 四 扶養控除一人付十万円(改正前八万円)
- 五 障害者控除 十万円(改正前九万円)
- 六 老年者控除、寡婦控除、勤労学生控除 九万円(改正前八万円)
- 七 医療費控除の限度額の引上げ、所得金額の五%相当額又は十万円の何れか低い額(その金額が十万円をこえる場合は十万円)をこえる場合一〇〇万円(限度額)改正前は所得金額の五%相当額をこえる額三〇万円(限度額)
- 八 生命保険控除の限度額の引上げ
- 九 保険料の支払金額一五、〇〇〇円迄の場合一五、〇〇〇円をこえ四〇、〇〇〇円の場合一五、〇〇〇円超える額の一五、〇〇〇円をこえる場合一七、五〇〇円(限度額)
- 改正前とは同。一〇、一五、〇〇〇円をこえ三五、〇〇〇円を超え額の一五、〇〇〇円をこえる場合、八三五、〇〇〇円を超える場合二五、〇〇〇円(限度額)
- 〇 非課税の範囲額の引上げ 障害者、未成年者、老年者又は寡婦の前年中の所得金額(分離課税に係る所得割の課税標準である退職所得を除く)が三五万円(改正前三二万円)まで

※ 配偶者のいない世帯の一人目の扶養控除額は十一万円(改正前九万円)

〇 税率表の改正 省略

税務係